

「住まう」に、寄りそう。



なりたい私に、一步前進。

1日で必ずものにする。

合格率
UP!

11/15日 試験合格に向けた

今年が新法施行前のラストチャンス

賃貸不動産 経営管理士 講習2020

法業について

2020年3月に閣議決定された「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案」において、賃貸住宅管理者は「国土交通大臣への登録が義務化」され、同登録業者は「業務管理者の配置」と「管理受託等契約締結前の重要事項説明」が義務付けられる事になっており、当協議会は、賃貸不動産経営管理士が業務管理者の役割を担うよう強く働きかけています。

賃貸不動産経営管理士 講習とは…

本講習は賃貸管理のプロフェッショナル『賃貸不動産経営管理士』資格の取得に向けた学習の場であり、賃貸住宅管理業務に必要な専門知識の習得と実務能力を高めるための講習です。

! 受講のメリット

5問
免除!

昨年の修了者、約2人に1人が合格

試験問題50問のうち5問が免除される事により、一般の受験者(昨年の一般合格率は36%)に比べて合格率が高くなります。

誰でも
受講可能!

全ての方に開かれた、試験合格への近道

本講習には受講要件はありません。賃貸住宅管理業や宅地建物取引業に従事していない方も受講が可能です。

カリキュラム

①②③を行うことが、修了要件となります

- ① 事前学習(公式テキストを使用した、概ね2週間の自宅学習)
- ② 講習(映像と公式テキストによるスクーリング)
- ③ 確認テスト

受付 8:50~
講義 9:00~17:30

賃貸管理総論、管理業務の受託、借主の募集、
管理実務、賃貸業への支援業務、確認テスト等

申込方法

インターネットによる申込

受講料

18,150円(税込) (テキスト代別)

日時：令和2年9月9日(水)

9:00~17:30(受付開始8:50) 定員数：20名

場所：山梨県不動産会館 3階会議室(〒400-0853 山梨県甲府市下小河原町237-5)

※講習の詳細、申込は全宅管理ホームページを参照願います。

全宅管理 で検索

【お問い合わせ先】(委託業者 株日建学院)

賃貸不動産経営管理士講習お問い合わせセンター

電話でのお問い合わせ：0120-243-229(受付時間：平日10時~17時)

※緊急事態宣言中は、10:30~15:30

メールでのお問い合わせ：chinkan@mxl.ksknet.co.jp

賃貸不動産経営管理士とは

賃貸住宅の管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家です。
賃貸住宅管理の重要性が高まっている中、賃貸住宅管理業において重要な役割を担う資格です。

賃貸不動産経営管理士の業務



オーナー

管理受託契約
長期修繕計画
賃貸経営の提案
建物維持管理
原状回復



賃貸不動産経営管理士

賃料収納
契約更新
解約業務
賃貸相談業務
良好な住環境の提供



入居者

《法制度に基づく賃貸不動産経営管理士の役割》

現行

国土交通省告示「賃貸住宅管理業者登録制度」

- 賃貸不動産経営管理士の設置義務(規程7条) 「登録業者は事務所ごとに1名以上の賃貸不動産経営管理士等^{※1}の設置」が義務付けられています。
- 管理受託契約及びサブリース契約締結前の重要事項説明(準則5条、8条)
賃貸不動産経営管理士等^{※1}は管理受託契約及びマスターリース契約(サブリース原契約)締結までに、オーナーに対して重要事項の説明を行わなければなりません。

※1 等とは、6年以上の実務経験者を含む

これから

2020年12月～2021年6月施行予定 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律案

- 業務管理者^{※2}の配置(法案12条)
賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに1名以上の業務管理者を選任し、業務の円滑な実施のために必要な事項の管理、監督を行わなければなりません。
- 管理受託契約及び特定賃貸借契約^{※3}締結前の重要事項説明(法案13条、30条)
賃貸住宅管理業者は、管理受託契約及び特定賃貸借契約締結までに、管理業務の委託者に対し、契約内容等について書面を交付して説明を行わなければなりません。

※2 業務管理者とは、一定の講習を受講した賃貸不動産経営管理士または宅地建物取引士 ※3 特定賃貸借契約とは、マスターリース契約を指す ※4/1現在の情報であり、今後変更になる可能性があります

令和2年度 賃貸不動産経営管理士試験 概要

試験日

11/15日 13:00~15:00
(120分間)

受験申込・願書請求

願書請求は9/18(金)まで

8/17月 ▶ 9/24木
(消印有効)

- 申込方法 願書請求・受験申込は下記、当協議会ホームページより行えます。 ■ 受験料 13,200円(税込)
- 試験会場 全国24地域 北海道、岩手、宮城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、長野、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、島根、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、熊本、沖縄
- 受験資格 年齢、性別、学歴等の制約はありません。誰でも受験できます。 ※合格後、資格登録にあたっては、一定の条件があります。

試験についての詳細、お申込みは当協議会ホームページから ▶ <https://www.chintaikanrishi.jp>

お申し込みをご希望の方で、ホームページをご覧になれない方は、当協議会受付センターへご連絡ください。TEL:0476-33-6660 FAX:050-3153-0865

